

西東京市 住宅改修(受領委任払い)申請の流れ

- ① 利用者は、住宅改修について介護支援専門員(ケアマネージャー)等に相談する
※ 居宅介護支援員及び地域包括支援センターの担当職員は、複数の住宅改修の事業者から見積りを取るよう、利用者に説明する

- ② 利用者及び介護支援専門員等は、工事業者の選択・見積り依頼・住宅改修について打ち合わせをする

工事業者が受領委任事業者登録してない場合

工事業者が受領委任事業者登録している場合

- ③ 事業者は、介護保険受領委任事業者登録申請書を市へ提出する
市は、登録について決定し、決定通知書を事業者へ通知する

1週間から10日で郵送

- ④ 利用者は、事前申請書類を市へ提出する(介護支援専門員や工事業者等による代理申請可)

【事前申請時必要書類】

- ・介護保険居宅介護・介護予防 住宅改修事前確認申請書(受領委任払い用)
- ・住宅改修が必要な理由書
- ・見積書・内訳書(改修箇所ごとに記載)
- ・改修前の写真(改修箇所ごとで写真の中に撮影日があるもの)
- ・図面
- ・改修を行う住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、所有者の承諾書

- ⑤ 市は、事前申請書類等を確認し、承認又は不承認とした結果を利用者へ通知し、工事業者へお知らせする

1週間から2週間で郵送

- ⑥ 利用者は、承認の通知により事前申請書類に基づき工事業者及び介護支援専門員等と一緒に改修工事を進める

- ⑦ 利用者は、事後申請書類を市へ提出する(介護支援専門員や工事業者等による代理申請可)

【事後申請時必要書類】

- ・介護保険居宅介護・介護予防 住宅改修費支給申請書(受領委任払い用)
- ・領収書(利用者負担分で被保険者あてのもの)
- ・改修後の写真(写真の中に撮影日があるので、改修前と同じ角度から撮ったもの)

- ⑧ 市は、事後申請書類等を審査し、支給又は不支給を決定し、その結果を利用者及び工事業者へ通知する

支給申請書の受付は月末締め
支給日は翌月20日ごろ、月1回支給